


敬老祝金を支給いたします

南島原市では、高齢者に対し敬老の意を表し、その長寿を祝福するため「敬老祝金」を支給いたします。

支給対象者	敬老祝金の額	10,000円
毎年9月1日(基準日)現在に住民基本台帳に記録され、かつ、①、②に該当する人	支給日	9月18日(火)
①前年の基準日後から基準日までに88歳に到達した人	支給方法	口座振込または現金
《平成19年度対象者》 大正7年9月2日～大正8年9月1日生まれ	※対象者の人には、市から直接お知らせしています。 なお、長崎県敬老祝金については、平成19年度から祝金に変わり祝品贈呈へ変更になりました。	
②市内に住所を有している人		

敬老行事のお知らせ

毎年9月は「老人保健福祉月間」です。多年にわたり社会につくされた高齢者を敬愛し、長寿をお祝いするとともに、身近にある高齢者問題について考え、理解を深めましょう。
南島原市では、高齢者の長寿を祝福し、年間を通し下記の敬老行事を実施しています。

長寿祝金	敬老祝金
当該年度内に100歳になる人に対し、誕生日以降に市長がお祝いに伺います。 祝状、祝金50,000円と花束を贈呈!	満88歳の人(基準日は9月1日)に対し、祝金10,000円を口座振込または現金を支給いたします。 支給日は毎年9月17日です。その日が国民の祝日、休日、土曜日または日曜日にあたる場合は繰り下げて支給いたします。
平成18年度贈呈者：11名 平成19年度対象者：18名	平成18年度贈呈者：214名 平成19年度対象者：221名
	金婚式
最高齢者訪問	毎年1月1月現在で婚姻期間が満50年を経過したご夫婦に対し、祝状等をお贈りします。 本人申請によりますので、お申し込みをお忘れなく!
当該年度内での最高齢者に対し花束を持参し、市長がお祝いに伺います。	平成18年度申請者：77組 平成19年度申請者：59組(7月27日現在)

※各行事の対象者に対しては、直接、市より個別に連絡をいたします。

お問い合わせ 福祉保健部 地域福祉課 高齢福祉班 TEL050-3381-5051

年金時効特例法について

年金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した分を含めて、ご本人または、ご遺族へ全額をお支払いします。

今までは

年金記録が訂正された結果、年金が増額した場合でも、時効消滅により直近の5年間分の年金に限ってお支払いしていました。

対象となる人

- 既に年金記録が訂正されている人
 - ①年金記録の訂正により年金額が増えた人
 - ②年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払いすることとなった人
⇒[年金(老齢・障害・遺族)の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます]
 - ③①や②に該当する方が、亡くなっている場合には、そのご遺族の人
⇒[未支給年金の時効消滅分が支払われます]
※ご遺族の範囲は、お亡くなりになった当時、生計を同じくされていた人に限り、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順となります。
- 今後、年金記録が訂正される人
今後、年金記録が訂正された結果、上記①～③と同じように年金額が増える人
⇒[増額された年金や未支給年金が全期間分支払われます]

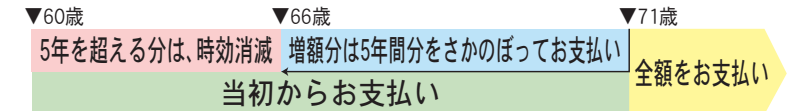
社会保険事務所窓口での手続きの際に、お持ちいただくもの

以下の書類をお持ちいただきますようお願いいたします。

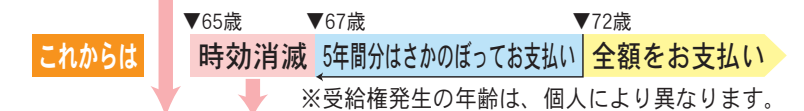
【年金を受給している人の場合】

- 手続きにお越しの際は、「年金証書」、「振り込み通知書」など、基礎年金番号・年金コードが確認できるもの
- 【未支給年金を受けたことがあるご遺族が手続きをされる場合】
- 亡くなられた人が受けていた年金の「振り込み通知書」「未支給年金支給決定通知書」など、亡くなられた人の基礎年金番号・年金コードが確認できるもの
- 手続きをされる人のご本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)
- 振り込みを希望される金融機関の預金口座の通帳

【具体例①】60歳から年金を受給していた人で、71歳で追加すべき年金記録が見つかった場合。



【具体例②】72歳の時に年金記録が見つかり、年金の受給資格があることが分かった場合



※受給権発生年齢は、個人により異なります。

年金時効特例法の成立により、この部分も全期間さかのぼってお支払いします

必要な手続きは

- 今後、年金記録が訂正される人【記録の訂正の手続き以外に特別の手続きは必要ありません】
年金記録の訂正に合わせて自動的に手続きを行い、5年を経過した分の年金額もお支払いします。
- 既に、年金を受給開始後に年金記録が訂正されている受給者の人
・できる限り簡単に手続きをしていただけるよう、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を順次発送いたします。(平成19年9月～)
・今すぐに手続きをしていただくこともできます。その場合には、お近くの社会保険事務所に、必要な書類をご提出(または郵送)していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ 諫早社会保険事務所 TEL0957-25-1661 または
ねんきんダイヤル TEL0570-05-1165 (平日8:30~17:15)